

## ●●● 海外資産があると将来大変なことに！？ ●●●

## 日本に住んでいても海外で相続税申告があるって本当！？

海外に財産を保有している人が亡くなると、たとえ相続人・被相続人ともに日本の居住者であったとしても日本だけでなく現地でも相続手続きが必要になります。日本に住んでいるからといって海外相続と全く無関係ではありません。

## 時間もお金もストレスも…

法律も言葉も習慣も異なる海外での相続手続きは、それだけでも大きな負担です。加えて、アメリカ、香港などの国では、相続時の遺産分割などの手続きを裁判所が関与して進めます。この手続きを「プロベイド」といい、難解なため自身で進めるのは非常に困難です。一般的に完了までに数年を要し、現地の弁護士費用、翻訳代等の多額の費用が発生します。



## 相続だけじゃない！国外不動産の節税メリットも制限！

令和3年以降の所得税から、国外の投資用中古不動産保有に関する節税のメリットに制限がかかりました。これにより今後は当初見込んでいた通りの節税が出来なくなり、将来の海外相続リスクだけが残ります。

## 早めの対策を！

日本だけの相続手続きでも大変ですが、海外での相続も絡むとさらに負担が増します。生前に下記のような対策をとることでプロベイド等、海外での相続手続きを回避できる可能性があります。

- 日本法人を設立して海外資産等を移す
  - 生前信託（リビングトラスト）
  - 第三者への売却
- など

外国に財産をお持ちの方、何らかの対策を考えみてはいかがでしょうか。  
専門性の高い手続きになりますので、各担当者にご相談ください。

**お知らせ** 「税制研究」No.82 終刊号（再刊第42号）が9月上旬に発行されます。  
購入ご希望の方はFAXにてお申し込み下さい。FAX：03-3359-4434

誠に勝手ながら 8月12日（金）～8月17日（水） 夏期休業いたします。

## 経営の信条

わたくしたちは納税者の権利をまもり、税制と税務行政の民主化を図り、企業、とりわけ中小企業、零細企業の発展に寄与するため、全力をつくしてがんばります。

## 税理士法人 税制経営研究所

◆ 四谷事務所  
〒160-0008  
東京都新宿区四谷三栄町12番5号  
ライラック三栄ビル2階  
TEL. 03-3359-4731, 4734, 4735, 4737, 4714

◆ 静岡事務所  
〒422-8008  
静岡県静岡市駿河区栗原6番25号  
静鉄栗原ビル3階  
TEL. 054-294-7735

◆ 川越事務所  
〒350-0053  
埼玉県川越市郭町1丁目7番地24  
TEL. 049-223-1259

◆ 四谷 税研ビル  
〒160-0008  
東京都新宿区四谷三栄町4番10号  
税研ビル  
株式会社 税制経営研究所  
公益財団法人 谷山治雄記念財団  
TEL. 03-3351-7401

## あとがき

「耐雪梅花麗」（ゆきにたえてばいかうるわし）  
私が大切にしている言葉（漢詩の一節）の一つです。

相変わらず終わりの見えないコロナ禍で、自粛を強いられる日々が続くせいか、心が疲弊しがちな状況です。そんな今こそ、自分を守ってくれて、救ってくれて、奮い立たせてくれるような、常に心に留めておきたい自分だけの大切な言葉を探してみるのも良いかもしれません。

（城山）

# 税研ネットワーク

ITMG 税制経営研究所  
INSTITUTE OF TAX & MANAGEMENT GROUP

〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町12番5号 ライラック三栄ビル2階  
TEL 03-3359-4731 http://www.zeiken.org/



スイス ルツエルン（牧島 奈緒）

## インボイス制度による静かな増税

代表社員 荒川 俊之

2023年10月1日からインボイス制度が導入されます。約1年後に迫っていますが、現時点ではあまり世間に認知されておりません。政府が静かに進めているこの制度が導入されることにより2,480億円の税収が増加すると試算されています。今まで消費税の免税事業者だった事業者が課税事業者になることにより、1事業者あたり平均で約15万円の負担、つまり増税になるとされています。

我が国の消費税は、海外で導入されているところの付加価値税と呼ばれているものと似ています。付加価値税は、事業者が得る付加価値に課税され、その事業者が納税します。日本の原則的な消費税の計算は、売上に含まれた消費税から、諸経費（原価及び一般管理費）に含まれた消費税を差し引いた税額を事業者が納税する仕組みです。

インボイス制度は、インボイスの登録申請を行った者へ支払った諸経費に含まれる消費税を控除する制度です。インボイスの登録申請を行っていない者へ諸経費を支払っても消費税を控除することは出来ません。

売上を得るのに原価は必ず必要であり、消費税の納付額を計算する際ににおいても、各取引段階で二重三重に税がかかることのないよう、税が累積しない仕組みを維持すべきです。そのためにも売上に含まれる消費税から諸経費に含まれる消費税を差し引くことは当然に認められるべき仕組みであります。

日本に消費税が導入されてから約35年経ちますが、日本では一貫して事業者が帳簿または請求書等に基づき自ら税務申告を行ってきました。

そのため、中小企業や個人事業主の経理の実務負担を考慮し「免税点制度」や「簡易課税制度」などの特例が設けられてきました。これらの特例は、経済取引の上で不利な立場になることが多い中小企業等への配慮の側面もあります。しかしながら、今回のインボイス制度の導入は、その中小企業等に対して増税と事務負担増という打撃を与えるものです。静かにその時期が迫っているのです。

平成28年度税制改正にて「複数税率の導入によりインボイス制度が必要になったため」と私達国民は説明されてきましたが、その複数税率が導入された現在、事業者らの努力により何ら問題になつていません。国は平成元年の消費税導入と同時に法人税や所得税の税率を引き下げたことも影響し、結果として財政は悪化、負のスパイラルに陥りました。最近では経済のグローバル化により世界的な法人税率の引き下げ競争に巻き込まれ、消費税率の引き上げ前に法人税の税率は引き下げられたのです。

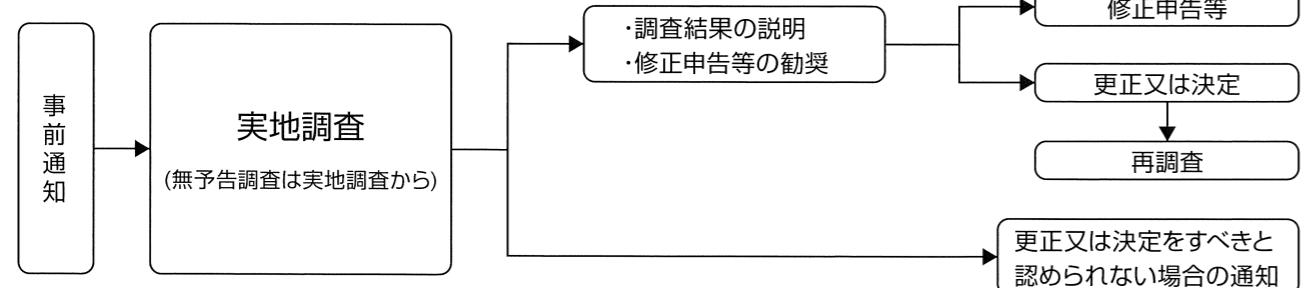
岸田首相は、「インボイス制度導入で少なくとも消費税率に触れるることは考えていない」と答弁しています。しかしながら、インボイス制度は消費税率をさらに引き上げ、さらなる複数税率を設定する場合に必要であり、将来の消費税増税の地ならしのためというのが財務省の本音です。

税は何のためにあり、誰が、いつ、どのように、どれだけ負担すべきかを今こそ考えなければなりません。物価が上昇している中で続けられる静かな増税と増税の地ならしは、将来にわたり誰に恩恵をもたらすのでしょうか。

# 税務調査についてのチェックポイント

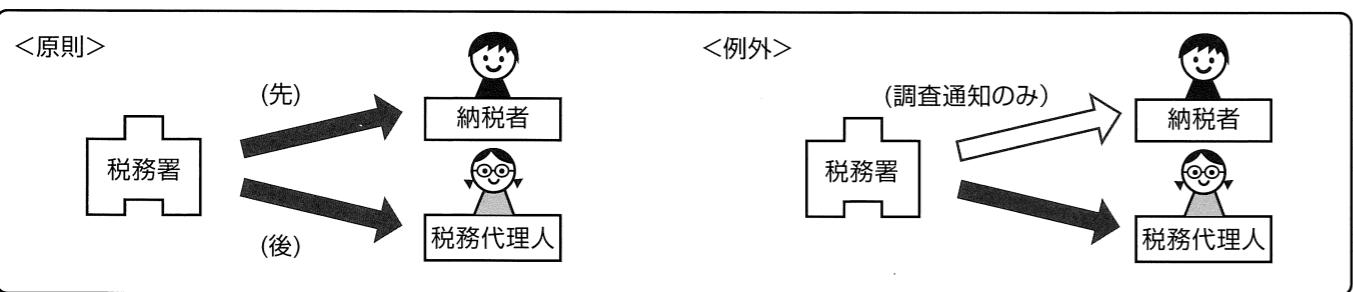
新型コロナウイルスの影響により中止されていた税務調査が少しづつ再開されています。  
そこで今回は、税務調査の流れと無予告調査があった場合などの対応についてまとめました。

## 1. 税務調査手続きの流れ



## 2. 事前通知

実地の調査については、事前通知が原則となります。  
調査開始日前までに相当の時間的余裕をおいて、納税者本人と税務代理人の双方に以下の11項目を通知するとされています。  
通知方法は法律に規定されておらず、原則として電話で行うとされています。



### 通知される11項目

- ①実地の調査を行う旨 ②調査対象者の氏名・住所又は居所 ③調査官の所属・氏名 ④調査開始日時
- ⑤調査を行う場所 ⑥調査の目的 ⑦調査対象となる税目 ⑧調査対象となる期間
- ⑨調査対象となる帳簿書類等 ⑩合理的理由があれば日時・場所の変更を協議する旨
- ⑪通知以外の事項でも非違が疑われる場合は調査の可能性があること

## 3. 無予告調査

一方、無予告の調査は、申告内容、過去の調査結果、事業内容、課税庁が保有する情報などから、事前通知を行うことによって、「違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれ」「その他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると税務署長等が認める場合にのみ行われます。

### 無予告調査がきた場合の対応

1. 通常の税務調査は、納税者の「承諾」が必要な任意調査です。大勢の税務職員が来訪しても慌てずに対応しましょう。  
その際に確認することは  
  - ①裁判所の強制調査「令状」の有無 ※令状がなければ任意調査です。
  - ②調査官の所属・氏名
- 2-1 都合がつかない場合は、「予定があるから日にちを改めてもらいたい」などとはつきり断り、**当事務所にご連絡下さい。**
- 2-2 都合がつく場合も**当事務所へ連絡いただき、税理士が到着するまで調査を待ってもらうようにして下さい。**  
※事前通知なしの税務調査に関しては、すぐに**当事務所にご連絡下さい。**



## 4. 任意調査と強制調査

### 任意調査とは

任意調査は何をするにも必ず納税者の「承諾」が必要になります。

個人の家計簿や個人の預貯金などプライバシーにまで及ぶことはなく、あくまで事業に関するものに限られます。  
裁判所の令状のないものは任意調査になります。

### 強制調査とは

強制調査は国税局査察部(通称マルサ)の調査官が裁判所の「検査押収令状」を得て行う調査で、一方的に行われ日時・場所は選びません。  
脱税額が多額かつ悪質なものが対象になります。

## 5. 帳簿書類等の「提示」「提出」

### 提示とは

調査官の求めに応じて、遅滞なく帳簿書類等の内容を調査官が確認できる状態にして示すことです。  
すなわち、調査現場において納税者が帳簿書類等を手に持って見せる行為のことをいいます。

### 提出とは

調査現場において帳簿書類等を調査官が手に取って閲覧できる状態にすることをいいます。

●調査官が提示・提出を求めるときは、納税者の「理解と協力のもとで、その承諾を得て行う」としています。

一方で、提示・提出の求めに対して「正当な理由がなく」応じない場合や「偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類等」を提示又は提出した場合には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が設けられています。

## 6. 留置き

留置きとは、提出された帳簿書類等について、調査官が「国税庁、国税局もしくは税務署において占有する状態」をいいます。  
帳簿書類等の「預かり」「持ち帰り」などと呼ばれてきたものです。

調査官は、納税者に留置く必要性を説明したうえで、理解と協力のもと、その承諾を得て実施するとされています。  
留置きに応じなくても、納税者に罰則はなく、応じるかどうかは自由です。

留置きに応じる場合、調査官は「帳簿書類等の留置きに関し、必要な事項を記載した書面」(以下、「預り証」という)を作成し、納税者に交付します。原則、「預り証」は調査官が納税者に直接手渡し、署名・捺印を求めるときとされています。  
また、調査官は留置く必要がなくなったときは遅滞なくこれを返還しなければならないとされています。

留置きとは、調査官が帳簿書類等を税務署に持ち帰ることをいいます。



## 7. 質問応答記録書

調査官が、税務調査でわかつてきた事実関係などを確認するために作成する行政文書です。

その後争いになったときに備えて証拠を固めるためにあります。

調査官は、納税者や納税者の取引相手などの関係者に質問し、その回答を文書にします。

そして、納税者にその内容を読み聞かせ、間違いが無いかを確認したうえで署名・捺印を求めます。



署名・捺印は断れますか？

質問応答記録書への署名・捺印は断ることができます。断つても罰則はありません。  
質問応答記録書は、法律に基づいて作成協力を求めている文書ではないからです。



記憶があいまいなときはどうしたらよいのでしょうか？

質問応答記録書作成への協力は、任意の税務調査の一環で求められています。  
調査官の質問にそうした事実があったかどうかわからず、記憶がはっきりしない場合には、「確認しないと答えられない」「わからない」「思い出せない」などと答える問題ありません。



質問応答記録書のコピーはもらえますか？

行政文書のため、質問応答記録書のコピーはもらえないません。しかし、個人情報保護法により行政文書の開示請求をすれば税務署からコピーをもらいます。

